

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関
する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、規定を整備する
ために必要な改正を行う。

2 新旧対照表

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成二十七年三月三日条例第二十六
号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第十三条まで（略） （指定介護予防支援の業務の委託） 第十四条 地域包括支援センターの設置者 である指定介護予防支援事業者は、法第百 十五条の二十三第三項の規定により指定介 護予防支援の一部を委託する場合には、次 に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性 の確保を図るため地域包括支援センター運 営協議会（介護保険法施行規則第四百十 条の六十六第一号イに規定する地域包括支 援センター運営協議会をいう。）の議を経な ければならないこと。 二から四まで（略） 第十五条から第三十五条まで（略） 付 則（令和 年 月 日条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	第一条から第十三条まで（略） （指定介護予防支援の業務の委託） 第十四条 地域包括支援センターの設置者 である指定介護予防支援事業者は、法第百 十五条の二十三第三項の規定により指定介 護予防支援の一部を委託する場合には、次 に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性 の確保を図るため地域包括支援センター運 営協議会（介護保険法施行規則第四百十 条の六十六第一号ロ（2）に規定する地域包 括支援センター運営協議会をいう。）の議 を経なければならないこと。 二から四まで（略） 第十五条から第三十五条まで（略）